

返戻金制度に関する覚書

SIDE AGENT 株式会社

職業紹介事業許可番号 13-ユ-314364

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月未満に本人の都合による退社、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- ・入社後10日未満に退職した場合 80%
- ・入社後10日以上2ヶ月未満に退職した場合 50%
- ・入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合 20%

但し、当該求職者の退職理由が以下の場合には、紹介手数料の返還を行わないこととします。

- (1) 処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職の場合
- (2) 求人票と異なる労働条件への変更を求めたことによる退職の場合
- (3) 求人者の責に帰すべき事由により退職に至った場合

また、返戻金制度は基本契約書により別の定めをする場合があります。